

# 第四次 長野市地域福祉計画(案)

## 概要

保健福祉部 福祉政策課

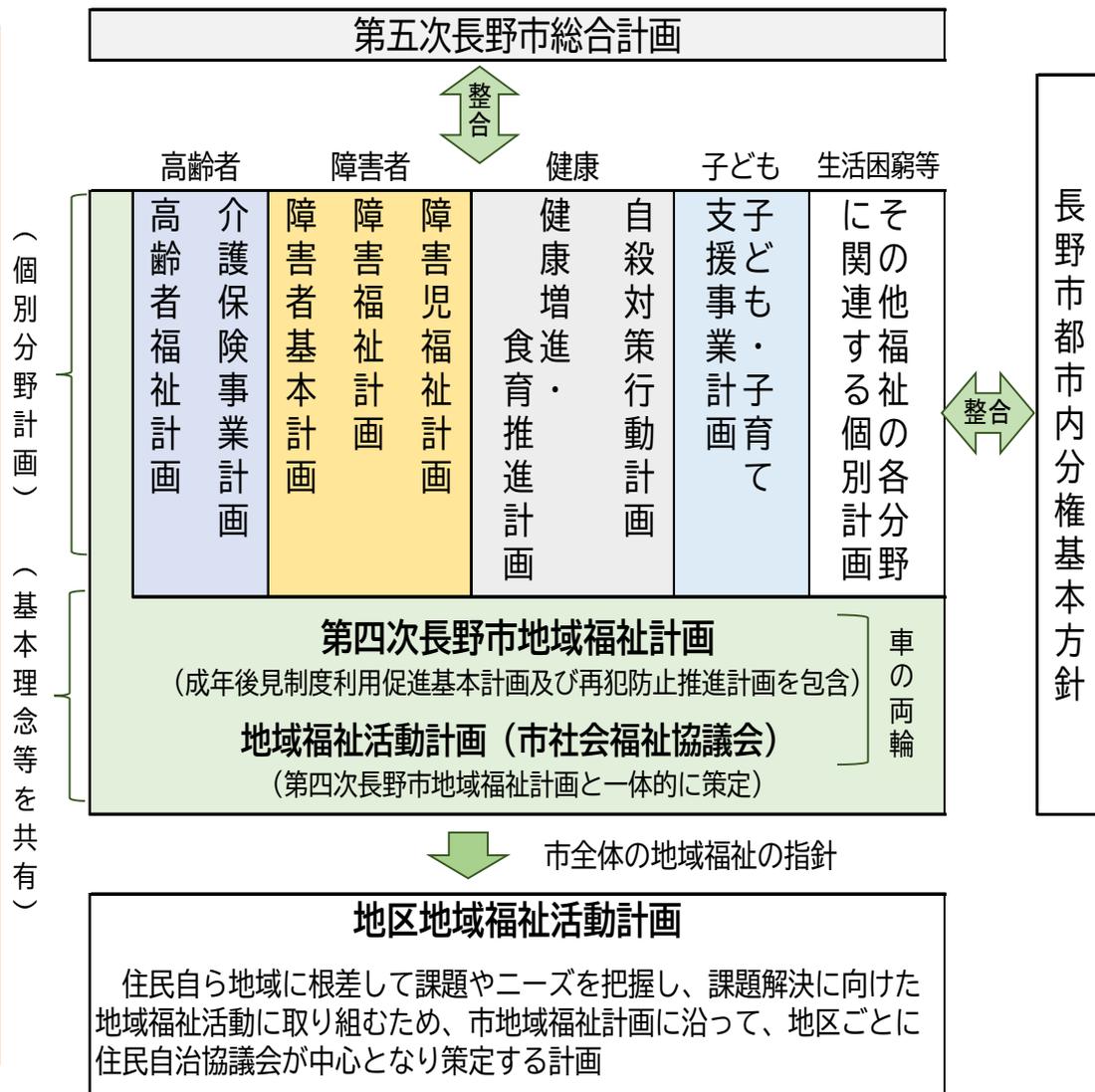
## (1) 計画策定の趣旨

・地域福祉計画は、社会福祉法第107条第1項第1～5号に基づき、地域住民や社会福祉関係者、行政等が協働し、地域福祉の推進や地域生活課題の解決に向けて取り組むべき事項を定める計画（※市町村の策定は努力義務）

・平成28年4月に策定した「第三次長野市地域福祉計画」の計画期間が、令和3年度に最終年度となることから、令和4年度を初年度とする「第四次長野市地域福祉計画」（令和4年度～令和8年度）を策定するもの

・成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第14条第1項の規定に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」及び再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）第8条の規定に基づく「地方再犯防止推進計画」と一体的に策定する

## (2) 計画の位置付け及び性格



- ・地域福祉推進における住民自治協議会の役割、市との関係性の再検討
- ・地域福祉ワーカー及び地域たすけあい事業コーディネーターの役割の明確化、連携の強化
- ・地域福祉ワーカーの雇用先の見直し 等

- ・地域福祉活動の担い手の確保、支援や負担軽減
- ・2040年の人口構造、福祉ニーズを見据えた支え合い体制の充実 等

- ・地域福祉ワーカーの活動に対する市や市社会福祉協議会等の専門的な支援体制の整備
- ・関係機関、各種団体等の連携の強化
- ・地区を越えた連携・協働体制の構築、市の関係課の連携の強化 等

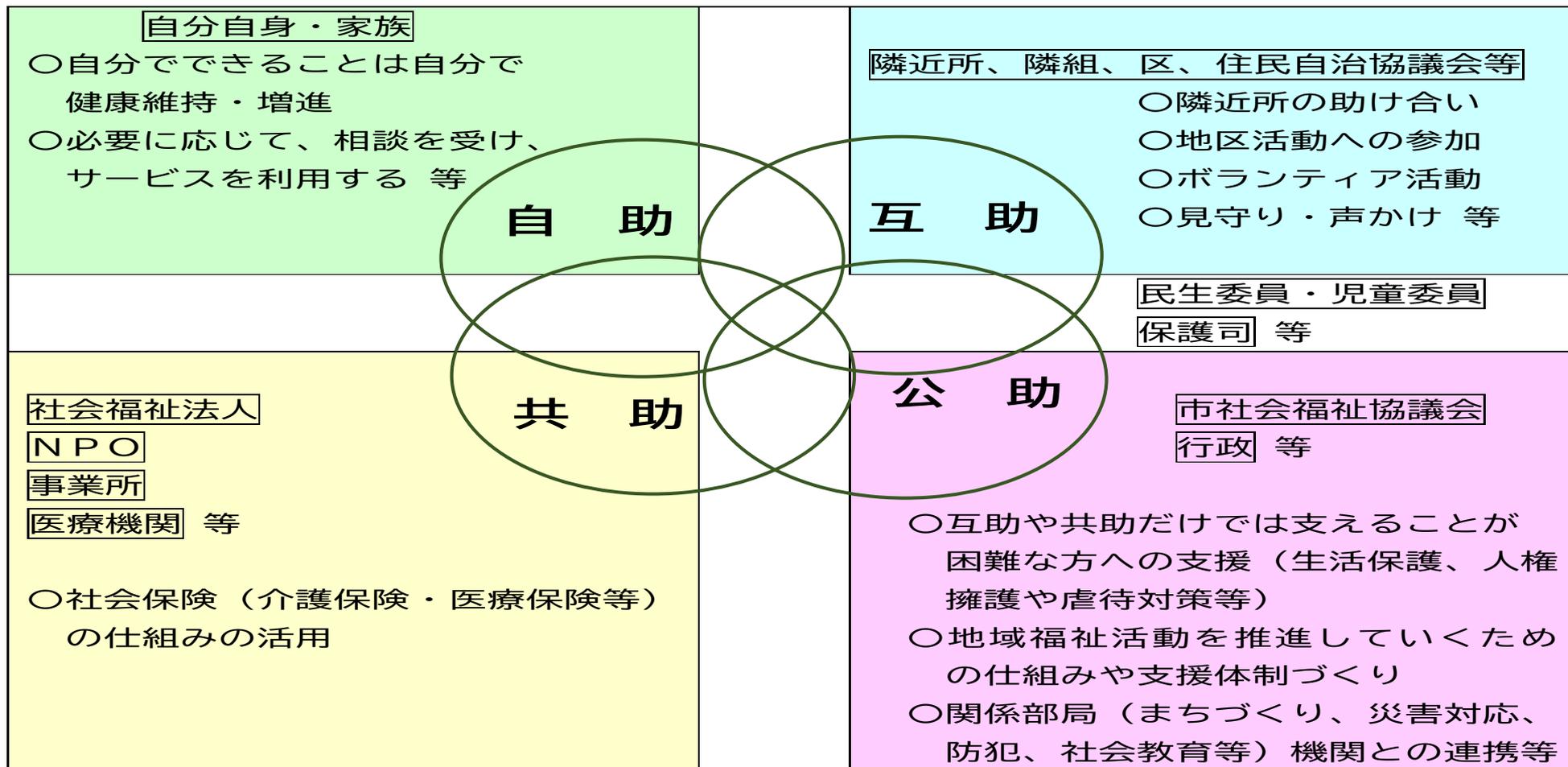
- ・気軽に参加しやすい地域福祉活動に向けた創意工夫
- ・既存制度では狭間となる課題を抱えている者などへの声かけ・見守り体制の構築 等

- ・自然災害等への対応の方策、重層的支援体制(相談支援+参加支援+地域づくり支援)の整備
- ・成年後見制度の利用促進、再犯防止対策の推進 等

名 称	地域福祉ワーカー(生活支援コーディネーター)	地域たすけあい事業コーディネーター
役 割	主に地域活動に対する支援	主に個人に対する支援
所 属 (雇用)	住民自治協議会	市社会福祉協議会
主な業務	<p><u>地域福祉活動を推進</u>するため、<u>地区地域福祉活動計画</u>に基づき、<u>地区の団体等と連携</u>して、次の業務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域支え合い活動の創出</li> <li>② 地域福祉の担い手の養成</li> <li>③ 地域福祉に関する広報活動</li> <li>④ 活動主体間の連携体制づくり</li> <li>⑤ たすけあい事業コーディネーターとの連携</li> </ul> <p>※<u>市及び市社協が業務支援</u></p>	<p><u>家事援助、福祉移送サービスの需給調整</u>を行うため、次の業務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域での福祉ニーズの発掘と調査研究</li> <li>② 福祉に関する相談、調整、助言、学習活動の援助</li> <li>③ 関係機関、団体、グループ等との連携調整</li> <li>④ 地域たすけあい事業の啓発、情報収集</li> <li>⑤ 会員登録</li> <li>⑥ 利用会員と協力会員の需給調整</li> <li>⑦ 地域福祉ワーカーとの連携</li> </ul>

## (1) 地域福祉における自助・互助・共助・公助の考え方

行政が、公助で担うべきサービスを提供しつつ、自助、互助、共助の活動を支援することにより、地域福祉を総合的に推進



### ① コミュニティソーシャルワーカー(CSW)を配置し、福祉の専門職を強化

- ・CSWを市社会福祉協議会へ配置することにより、地域福祉ワーカーを支援
  - ・CSWの配置については、今後、市内を地域の特性等に応じて地区ブロックごとに配置することを検討
- ※CSWとは、社会福祉士や介護支援専門員などの資格を有する者やソーシャルワーク実務経験者

### ② 高齢者、障害者、子ども、生活困窮分野の市担当者による重層的支援

- ・高齢者、障害者、子ども、生活困窮分野等の市担当者によるチームを編成し、各地区の取組を積極的にバックアップ

### ③ 地区の枠を超えた地域資源の共有・地域のネットワーク作り

- ・地区の枠を超えた地域資源の共有・地域のネットワーク作りを支援するため、CSWや地域福祉関係者及び、各分野の市担当者によるチームが参画する、(仮称)地域福祉ネットワーク会議を開催し、福祉に関する情報を共有し、課題解決に取り組む

### ④ 地域福祉ワーカーの雇用先の見直し

- ・住民自治協議会の負担の軽減、地域福祉ワーカーへの支援を強化するため、現在、住民自治協議会の雇用となっている地域福祉ワーカーについて、順次、市社会福祉協議会の雇用に変更することを検討

### ⑤ 各種委員の担い手不足への対応

- ・民生児童委員や人権擁護委員、保護司等の役割や活動内容の周知徹底を図り、市民の理解や協力を促進
- ・各種研修を充実を図るとともに、県と共同で、民生児童委員の「活動の目安と考え方に関するQ & A」を作成・配布

## (1) 目指す将来像

一人ひとりが自分らしくいきいきと、安心して暮らしていけるように、  
認め合い、支え合い、活かし合いながら、共に生きていく地域社会

【キャッチフレーズ】 誰もが主役 多様性を認め合い 共に支え合う 地域共生のまち “ながの”

## (2) 基本目標

### 基本目標 1

**地域福祉を推進していくための基盤を強化する**

●地域福祉を担う行政や事業者、関係機関、各種団体等が、それぞれが担うべき役割を理解し、地域福祉の推進に主体的に参画できる体制づくりを目指します

### 基本目標 2

**一人ひとりの“思い”をつなげ、様々な担い手が有機的に連携できる仕組みを整備する**

●悩みごとや困りごとを気兼ねなく相談でき、分野を問わずワンストップで受け止め、多機関協働による包括的な支援体制づくりを目指します

### 基本目標 3

**一人ひとりの“思い”を受け止め、支え合い活動や福祉サービスの提供の充実を図る**

●一人ひとりの状況に応じた孤立・孤独から社会的に弱い立場にある人を守り、社会・地域の一員として包み支える体制づくりや質の高い福祉サービスの提供を目指します

### 基本目標 4

**すべての人の安全・安心な暮らしと人権・権利を守る（新規）**

●誰もが住み慣れた地域で、安全・安心して暮らしていくことのできる地域づくりを目指します

<b>【基本目標 1】</b> 地域福祉を推進していくための基盤を強化する	1-1 地域福祉を推進する体制の再構築
	1-2 地域福祉を推進する担い手や資源の創出
	1-3 学び合い、共に育つ「福祉共育（教育）」の推進
<b>【基本目標 2】</b> 一人ひとりの“思い”をつなげ、様々な担い手が有機的に連携できる仕組みを整備する	2-1 多様な主体が連携・協働する体制の構築・強化
	2-2 どんな悩みも「受け止め」「つなぐ」包括的な支援体制の整備
<b>【基本目標 3】</b> 一人ひとりの“思い”を受け止め、支え合い活動や福祉サービスの提供の充実を図る	3-1 社会とのつながりの維持・創出
	3-2 地域で見守り、地域で支える体制の充実
	3-3 福祉サービスの充実と質の向上
<b>【基本目標 4】</b> すべての人の安全・安心な暮らしと人権・権利を守る	4-1 災害時の安全・安心の確保、被災後のコミュニティ支援
	4-2 生活困窮者自立支援の充実
	4-3 成年後見制度の利用促進
	4-4 権利擁護の推進
	4-5 再犯防止対策の推進

本計画では、主な基本施策ごとに評価指標を設け、進捗管理等に活用する

No.	基本 施策	指標名	指標設定の意義	現状値 (R2)	目標値 (R8)
1	1-1	地区地域福祉活動計画の見直し、改定等に取り組んでいる地区数	住みよいまちづくりを目指すために、地域の実情や特性、ニーズ等を考慮し、各地区で策定する地区地域福祉活動計画の実施・評価・改訂等に取り組んでいる地区数を評価指標とします。	32地区	32地区
2	1-2 1-3	福祉に関するボランティア活動に「参加したい」と思う市民の割合	市社会福祉協議会ボランティアセンターにおいて、「3人に一人がボランティア活動をするまちづくり」を目指していることから、評価指標とします。	49.5%	54.5%
3	2-1	コミュニティ・ソーシャルワーカー（CSW）配置人数	専門的知識を活かし、地域福祉活動をサポートするコミュニティ・ソーシャルワーカーの配置人数を評価指標とします。	0人	7人
4	2-2	重層的支援体制整備事業の実施	8050問題やダブルケア、ヤングケアラーなど複雑化・複合化する個人や世帯の課題に対する対応件数及び重層的支援体制整備事業の実施を評価指標とします。	未実施	実施
5	3-1	「何か困ったときに助け合う親しい人がいる」と回答した市民の割合	核家族化や単身世帯の増加により、世帯の支援力が低下してきています。地域社会での支え合いがさらに重要となってきたことから、本指標を評価指標とします。	21.3%	26.3%
6	3-2	「お互い近所に住むものとして、できる範囲で援助したい」と回答した市民の割合	地域共生社会を進めていく上で、地域のヒト・モノ・コトなどすべての資源が互いに連携を取りながら地域の課題解決に向けて行動することが求められています。住民主体の活動が進められ、そこに産業や宗教、各資源が連携し合うことが求められます。そのためには、市民一人ひとりの意識を高めることが必要になるため、本指標を設定します	37.5%	42.5%
7	3-3	社会福祉法人及び社会福祉施設等に対する指導監査等実施件数	市では、社会福祉法その他の関係法令に基づき、社会福祉法人及び社会福祉施設等に対し、定期的又は随時指導監査や実地指導を行っていることから、その実施状況を評価指標とします	362件	430件
8	4-1	地域防災マップ作成率	災害時の被害を最小限に抑制するために、地域の実情に応じ作成される地域防災マップが作成された自主防災組織の割合を指標とします。（母数543）	77.8%	85.0%
9	4-2	認定就労訓練事業所の数	生活に困窮されている方のうち、すぐには一般就労に就くことが困難な方等に対して、軽易な作業などその方の状況に応じた就労の機会を提供しながら、生活面や健康面での支援を行う生活困窮者就労支援事業により認定された事業所の数を指標とします。	14事業所	15事業所
10	4-3	成年後見制度について知っている人の割合	判断能力の不十分な人を法的に保護し、支援するための制度として設けられた成年後見制度について知っている人の割合を指標とします。	72.1%	83.3%
11	4-5	市内の協力雇用主数	犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間事業主の数を評価指標とします	77事業所	84事業所

計画の進捗状況の管理は、長野市社会福祉審議会地域福祉専門分科会のほか、本計画の施行に合わせて設置する「長野市地域福祉推進会議」及び「長野市地域福祉庁内推進会議」において実施

